

広島県告示第七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十三年二月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十六年三月十九日農林省告示第五百十三号（三に係るものに限る。）、昭和四十八年十二月一日農林省告示第二千三百十八号（一に係るものに限る。）、昭和四十八年十二月一日農林省告示第二千三百十九号（二に係るものに限る。）、昭和五十八年一月二十七日農林水産省告示第九十三号、平成七年八月二日農林水産省告示第千百三十三号

二 変更に係る指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度

変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）